

運動の重点

子供、高齢者、障害者を始めとする歩行者の交通事故防止（特に、横断歩行者の安全確保）

- 横断歩道は歩行者優先です。横断歩道を渡ろうとしている人や渡っている人がいる場合、ドライバーは横断歩道の手前で一時停止して歩行者に道を譲りましょう。
- 信号、標識には必ず従い、信号機や横断歩道のあるところを横断しましょう。
- 道路への飛び出しや車両の直前直後の横断はやめましょう。
- 道路を横断するときは、手を上げる・差し出すなど、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。
- 幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を行いましょう。
- 障害者への配慮方法について理解を深め、障害者が危険な目に遭わないように積極的な声かけをしましょう。



香芝市立五位堂小学校4年（当時）
高倉 紗弥さんの作品

自転車の安全利用の推進

- 自転車安全利用五則を守り、通行ルールに従いましょう。
- 傘、イヤホン、スマートフォン等を使用しながらの運転は危険です。絶対にやめましょう。
- 頭部を守るためヘルメットを着用しましょう。
- 万一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。
- 定期的に自転車の点検整備を行いましょう。

自転車安全利用五則

- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ・安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ・子どもはヘルメットを着用

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席に着席する場合もシートベルトを着用しなくてはなりません。運転者だけでなく、同乗する全ての人がシートベルトを着用しているか確認しましょう。
- 幼児を乗車させるときは、体格にあったチャイルドシートを正しく使用しましょう。

飲酒運転の根絶、迷惑運転の防止

- 飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを促進しましょう。
- 運転中のスマートフォンの使用などの「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- 悪質な運転の抑止のため、ドライブレコーダーを活用しましょう。
- スピードを出しすぎない、疲れを感じたら休憩を取るなど、心に余裕を持って安全を第一に考えた運転を心がけましょう。



天理市立南中学校2年（当時）
山田 奈乃絆さんの作品

薄暮時・夜間の交通事故防止

- 運転者の方はスピードを控え、日没時間の概ね1時間前からライトを点灯しましょう。また、対向車等に配慮しながらライトを上向き（ハイビーム）に切り替え、歩行者等の早期発見に努めましょう。
- 薄暮時・夜間の外出時は、明るく目立つ色の服装の着用や反射材を活用しましょう。また、自転車利用者は、必ずライトを点灯しましょう。



提供元：奈良県

令和4年度

夏の交通事故防止運動 奈良県実施要綱

運動期間

令和4年7月20日（水）～7月31日（日）

スローガン

交通事故のない やすらぎの 大和路づくり
～大和の交通マナーを高めよう～

令和3年度奈良県交通安全ポスター優秀作品



橿原市立八木中学校2年（当時）
辻 星花さんの作品

《 主 唱 》 奈良県・奈良県交通対策協議会

家庭・学校・地域の皆さんへ

- 交通ルールの遵守や交通マナーについて話し合い、交通安全に対する意識を高めましょう。
- 夏休みの時期は、普段は通行しない時間帯でも幼児・児童が道路を通行するのを見かけることが多くなります。急な飛び出しが予想される場所では、一時停止するなどして十分な安全確認をしましょう。
- 長時間にわたって運転する場合は、予め計画を立て、2時間に1回は休憩を取るようにしましょう。



危険な運転を防ぎましょう

ながら運転は違反!

- 運転中にスマートフォンなどの携帯電話を使用したり、画面を注視したりすることは、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になり、重大な事故にもつながる大変危険な行為です。使用は罰則の対象となり、さらに事故を起こした場合は運転免許も停止されます。
- 運転中に、緊急時などで携帯電話等を使用しなければいけないときは、必ず安全な場所に停車してから使用してください。

あおり運転は犯罪!

- 妨害運転、いわゆる「あおり運転」は重大な事故を招く極めて悪質な行為です。また、運転免許の取り消しなど厳しく処罰されます。
- 車を運転する際は周りの車等に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って安全な運転を心掛け、車間距離の不保持、無理な追い越しや車線変更は絶対にやめましょう。
- あおり運転を受けた場合は、安全な場所へ移動し、車外に出ることなく110番通報をしてください。



奈良市立京西中学校1年(当時)
大西 詩音さんの作品

高齢ドライバーの方へ

- 「高齢者マーク」の表示に努め、自身の身体機能の変化を自覚して安全な運転を実践しましょう。
- 運転に不安を感じている場合には、運転免許の自主返納も検討し、交通事故防止に努めましょう。
- 体調不良を感じた時は、運転を控えましょう。
- 事故防止機能搭載のセーフティ・サポートカーS(サポカーS)の利用を推奨します。
- 運転に不安のあるドライバーは、衝突被害軽減ブレーキなどを備えたサポートカー(サポカー)に限って運転ができるサポートカー限定免許制度が始まっています。



生駒市立桜ヶ丘小学校6年(当時)
川口 真歩さんの作品

「サポカー／サポカーS」とは?



「セーフティ・サポートカー(サポカー)」とは自動ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車です。



「セーフティ・サポートカーS(サポカーS)」とは自動ブレーキに加え、ペダル踏み間違い時加速抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車です。

サポカー、サポカーSは運転者の事故低減に有効です。しかし、条件によっては装置が作動しない場合があります。装置の機能を過信せず、引き続き安全運転を心掛けましょう。

自転車利用者の方へ

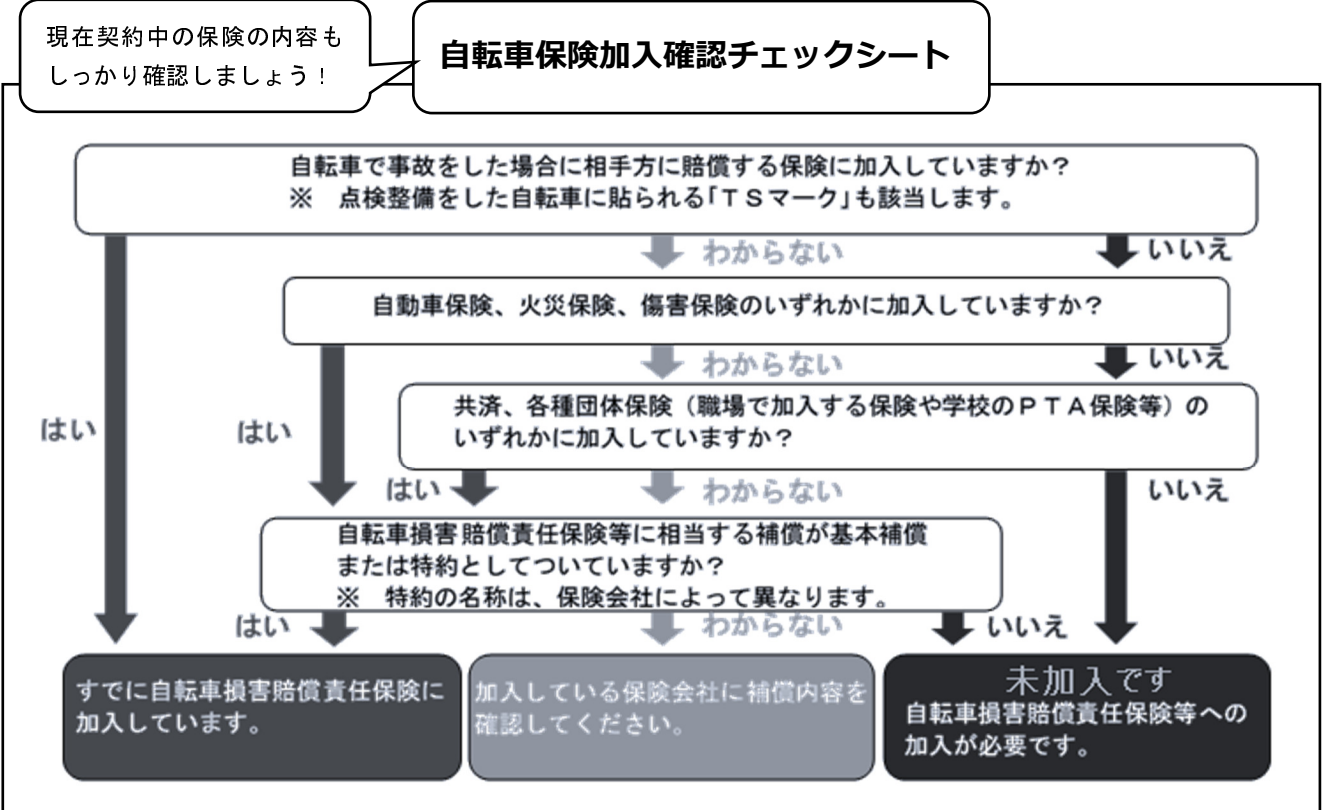
交通事故被害を防ぎましょう

- 自転車事故被害を軽減するためヘルメットを着用しましょう。
- 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(自転車条例)により、65歳以上の高齢者は、自転車利用時、ヘルメットの着用に努めなければなりません。



自転車損害賠償責任保険(自転車保険)に加入しましょう

- 自転車事故の加害者になってしまった場合、高額な賠償責任を負うことがあります。万一の際、自身と相手を守るためにも、自転車の所有者や利用者は自転車保険に必ず加入しましょう。自転車条例により加入が義務となっています。



デリバリーサービス業務で自転車を利用される方へ

- 配達中に交通事故に遭ったり、通行人に危険を及ぼしたりすることがないように、常に事故防止に努めましょう。
- 信号無視や一時不停止は大変危険です。しっかりと交通ルールやマナーを守りましょう
- 携帯電話等の「ながら運転」は禁止です。
- 業務中の事故や個人の事故に対応した自転車保険に加入できているか、契約中の保険の内容を確認しましょう。



荷物受取前や配達完了後の事故は、会社の保険が適用されない場合があるので注意!

奈良県交通事故相談所

交通事故に遭われた方のために、交通事故相談員が皆さまの相談に応じます。

無料、プライバシー厳守、被害者・加害者不問。

場所 奈良県安全・安心まちづくり推進課内
(☎:0742-27-8731)

相談日 月・火・木・金曜日(祝日・年末年始除く)
8:30~16:45

※定期巡回相談(県内4市町)も実施しています。

自転車条例について

奈良県自転車条例総合窓口
☎0742-27-7013(平日9:00~17:00)
自転車条例ページ
<http://www.pref.nara.jp/53824.htm>



啓発用ビデオ・DVDの貸出

正しい交通ルールとマナーを身につけていただくため、交通安全啓発用ビデオ・DVDを無料で貸し出しています。

詳細は、奈良県安全・安心まちづくり推進課まで。
(☎:0742-27-8730)